個別規程 IIJ シンプルバックアップサービス

令和 6 年 8 月 1 日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(最低利用期間)

IIJ シンプルバックアップサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ シンプルバックアップサービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第2条(利用条件)

契約者は、Acronis が定める提供条件に従うものとします。

第3条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、IIJ シンプルバックアップサービスの契約者に対し、オプションサービスを提供します。

2 IIJ シンプルバックアップサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) プライベートゲートウェイオプション

契約者の指定するデータを、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスを経由して IIJ シンプルバックアップサービスのストレージに保存する、当社が別途定める仕様に基づき提供する オプションサービス

3 プライベートゲートウェイオプションを利用するためには、IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。

- 4 プライベートゲートウェイオプションの利用における最低利用期間はありません。
- 5プライベートゲートウェイオプションの利用停止の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。
 - (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
 - (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

第4条(サービスの廃止)

当社は、Acronis が IIJ シンプルバックアップサービスに対応するサービスの提供を終了した場合、IIJ シンプルバックアップサービスを廃止します。

第5条(解除の効力が生ずる日)

IIJ シンプルバックアップサービス契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

第6条(料金)

契約者が、IIJ シンプルバックアップサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ シンプルバックアップサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第7条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ シンプルバックアップサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 2 に定めるところにより IIJ シンプルバックアップサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第8条(保証の限定)

IIJ シンプルバックアップサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ シンプルバックアップサービスが常に可用であること
- (2) IIJ シンプルバックアップサービスにより保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること

第9条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ シンプルバックアップサービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ シンプルバックアップサービスの運営に支障をきたすおそれがあ

ると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第25条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のストレージに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のストレージに設置したデータの全部若しくは 一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

2 前項に定める事項のほか、IIJ シンプルバックアップサービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のストレージへのアクセスを制限する場合があります。

3 当社は、IIJ シンプルバックアップサービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

第10条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ シンプルバックアップサービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

附則

平成31年4月1日施行

この契約約款は、平成31年4月1日から実施します。

令和2年3月1日変更

この契約約款は、令和2年3月1日から実施します。

令和5年4月1日変更

この契約約款は、令和5年4月1日から実施します。

令和6年4月1日変更

この契約約款は、令和6年4月1日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ シンプルバックアップサービスにおける料金等 [第 6 条関係]

1 初期費用

(1)基本サービス 0円

(2)オプションサービス

第3条(オプションサービス)第2項第1号に定めるプライベートゲートウェイオプションの利用にあっては、0円

2 月額費用

(1)基本サービス

月額基本料として当社が別途契約者に示す金額。ただし、日毎の保存データ容量の最大値が 500GiB を超過する場合には、当該超過保存データ容量を暦月単位で合計した値に 1GiB 当たり当社 が別途契約者に示す金額を乗じた額を利用日の属する月の暦月日数で除した額(小数点以下の端 数は切り捨てます。)が超過料として加算されるものとする。

(2)オプションサービス

第3条(オプションサービス)第2項第1号に定めるプライベートゲートウェイオプションの利用にあっては、当社が別途契約者に示す金額

別紙2料金の減額[第7条関係]

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて 算出した額を減額するものとする。